

教員の多忙化解消に向けた愛知県教育委員会への提言（案）参考資料

教員の多忙化解消プロジェクトチーム設置要項

(目的)

第1条 「あいちの教育ビジョン2020ー第三次愛知県教育振興基本計画ー」の取組の柱(25)「開かれた学校づくりと多忙化解消への支援」施策体系⑥「教職員の多忙化解消に向けた取組の推進」に基づき、教員の多忙化解消に向けた取組内容について検討を行うため、教員の多忙化解消プロジェクトチーム(以下、「PT」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 PTは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 教員の多忙化解消に向けた具体的な取組内容に関する事
- (2) その他、PTの目的を達成するために必要な事項に関する事

(構成)

第3条 PTは、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 PTには、プロジェクトリーダーを置く。
- 3 プロジェクトリーダーは、必要に応じて、別表の委員の他にオブザーバーの参加を認めることができる。

(運営)

第4条 PTは、教育委員会事務局長が召集するものとする。

- 2 プロジェクトリーダーは、PTを総括し、PTの進行に当たる。

(会議の公開)

第5条 PTは、原則として公開するものとする。

- 2 PTの傍聴について必要な事項は別途定める。

(設置期間)

第6条 PTの設置期間は、平成28年5月10日から平成29年3月31日までとする。

(雑則)

第7条 PTの庶務は、愛知県教育委員会教育企画課において処理する。

- 2 この要項に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

(別表)

教員の多忙化解消プロジェクトチーム 委員名簿

氏 名	所 属	役 職
風岡 治	豊橋市教育委員会	教育政策課 事務指導主事
加藤 睦雄	加藤睦雄法律事務所	弁護士
○木岡 一明	名城大学	大学院大学・学校づくり研究科 教授
久保田 力	日進市立日進西中学校	校長
斉藤 政彦	大同特殊鋼株式会社星崎診療所	所長
杉浦 慶一郎	愛知県立岡崎高等学校	校長
平岡 将暢	愛知県小中学校PTA連絡協議会	会長
村 良弘	江南市教育委員会	教育長

(注) ○はプロジェクトリーダー

(敬称略 五十音順 8名)

(参考)

第1回 三浦那智 愛知県小中学校PTA連絡協議会会長が委員として出席

第5回 丸山真司 愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科教授がオブザーバーとして出席

21教職第1084号
21教福第114号
平成22年3月5日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会教育長

勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止について（通知）

教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境を確保することは、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要なことです。そのため、教職員の勤務時間を適正に管理し、一人一人が健康な心身の状態の中で、学校教育活動に取り組めるよう、また、仕事と子育て等の家庭生活の両立が図れるよう、下記の点に配慮して学校経営に努めてください。

記

1 勤務時間の適正な管理について

勤務時間の適正な把握に資するため、「在校時間等の状況記録」（別紙様式1）を定め、平成22年4月1日から、校長は、教育職員等（事務職員のうち管理職手当受給者を含む。以下同じ。）が記載する「在校時間等の状況記録」に基づいて出勤、退勤時刻等の確認をすることとしました。これにより、月ごとに教育職員等の在校時間等の把握を行うとともに、会議や行事の見直し等による校務の効率化を図り、一部の教職員に過重な負担がかからないように配慮してください。また、「時間外勤務の縮減に係る定時退校日の設定について」（平成20年3月25日付け19教職第1568号）により通知したとおり、定時退校日を月1回程度設けるなど、勤務終了後速やかに退校できるような職場環境を醸成してください。

なお、学校運営上必要やむを得ない場合において、校長が通常勤務の割振りによることが困難であると判断した業務について、勤務時間の割振り変更をそれぞれの学校で割振変更簿等を用いて適切に行ってください。

2 長時間労働による健康障害防止について

校長は、「県立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱」（平成20年3月7日付け19教福第40号。以下「要綱」という。）により、学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和46年12月24日付け愛知県教育委員会規則第12号）に定める勤務時間以外の労働が1か月間に概ね100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教職員のうち、医師による面接指導を希望する者について、面接指導を受けさせなければなりません。教育職員等が面接指導を希望する際には、「在校時間等の状況記録」に基づき、要

綱に定める「面接指導申出書兼疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の「2（2）時間数の把握が困難な場合」に記載し提出することになりますので、この旨教育職員等に周知してください。また、長時間労働をしている教職員に対し、面接指導を勧めるなど適切な健康管理を行ってください。

3 その他

教育職員等から提出された「在校時間等の状況記録」は、月ごとに様式2を添付し、3年間保存してください。

担当 教職員課 県立学校人事グループ
電話 052-954-6769（ダイヤルイン）
担当 福利課 共済経理グループ
電話 052-954-6773（ダイヤルイン）

在校時間等の状況記録

平成 22 年 4 月

職名・氏名

月合計

0:00

日	曜	出勤時刻	～	退勤時刻	在校時間等	出張	休暇	割振替	職免	研修	正規に割り振られた勤務時間以外に従事した時間とその主な業務					備考	
											従事時間	校務分掌	学習指導	生徒指導	部活動		その他
1日	木	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
2日	金	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
3日	土	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
4日	日	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
5日	月	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
6日	火	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
7日	水	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
8日	木	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
9日	金	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
10日	土	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
11日	日	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
12日	月	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
13日	火	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
14日	水	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
15日	木	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
16日	金	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
17日	土	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
18日	日	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
19日	月	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
20日	火	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
21日	水	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
22日	木	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
23日	金	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
24日	土	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
25日	日	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
26日	月	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
27日	火	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
28日	水	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
29日	木	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
30日	金	0:00	～	0:00	0:00						0:00						
		0:00	～	0:00	0:00						0:00						

合計 0:00

- 注 1 本表は、「県立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱」に準拠したものであること。
 2 週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更で対応した時間、職務専念義務を免除された時間及び自宅作業時間については除くこと。
 3 「在校時間等」には、出張に係る時間も含むこと。
 4 「出張」「休暇」「振替・割振」「職免・研修」欄については、該当があれば○を記入すること。
 5 「正規に割り振られた勤務時間以外に従事した主な業務」については、該当する欄に○を記入すること。(複数可)
 6 「備考」欄には、正規に割り振られた勤務時間以外の業務の内訳のうち、「その他」の主な内容を記入すること。

様式 2

校長	教頭		

在校時間等の状況記録

平成 年 月分

愛知県立

学校

「在校時間の状況調査」の実施について

平成25年度より抽出月（11月）における在校時間調査を実施して3年目を迎えます。

これまでも、在校時間の縮減につきましては、各市町村教育委員会と各学校が連携のもと、着実な取組をお進めいただいているところと存じます。

こうした中、平成27年2月26日、愛知県での公務災害認定訴訟において「公務災害認定」との最高裁判決が出されました。また、7月27日には、文部科学省より「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が示されました。

本県といたしましても、健康障害防止の視点からも「在校時間の縮減」は、重要課題の1つであるとの認識であり、そのための実態調査であります。今後も、以下の資料を参考に、引き続き適正な在校時間把握をお進めいただきますようお願いいたします。

各学校におきましては、今後も、業務の効率化の推進をはかり、業務を終えた教職員がすみやかに退校できる環境作りに一層のご尽力をお願いいたします。

【参考資料】

※ 在校時間調査における留意点 【厚生労働省労働基準局長 別添より】

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準 （別添）

2 労働時間の適正な把握のために講ずべき措置

(3) 自己申告制により始業・就業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

・・・、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は以下の措置を講ずること

ア 自己申告制を導入する前に、その対象者となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うなどについて十分な説明を行うこと。

イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

ウ 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。又、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払い等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

(4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法109条に基づき、3年間保存すること。

在校時間調査結果（経年変化について）

【小学校】11月調査

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査対象者数 (人)	15,978 (人)	16,092 (人)	16,216 (人)
80超～100以下 (人)	1,734 (人)	1,087 (人)	1,209 (人)
%	10.9 (%)	6.8 (%)	7.5 (%)
100超 (人)	717 (人)	412 (人)	546 (人)
%	4.5 (%)	2.6 (%)	3.4 (%)
80超～(上記合計) (人)	2,451 (人)	1,499 (人)	1,755 (人)
%	15.3 (%)	9.3 (%)	10.8 (%)

※ 調査対象校 712校中
80時間超の人数が

- 前年度より増加・・・196校
- 前年度と変化なし・・・316校
- 前年度より減少・・・200校

【中学校】11月調査

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査対象者数 (人)	9,409 (人)	9,481 (人)	9,531 (人)
80超～100以下 (人)	1,811 (人)	1,649 (人)	1,711 (人)
%	19.2 (%)	17.4 (%)	18.0 (%)
100超 (人)	2,372 (人)	1,795 (人)	1,973 (人)
%	25.2 (%)	18.9 (%)	20.7 (%)
80超～(上記合計) (人)	4,183 (人)	3,444 (人)	3,684 (人)
%	44.5 (%)	36.3 (%)	38.7 (%)

※ 調査対象校 306校中
80時間超の人数が

- 前年度より増加・・・117校
- 前年度と変化なし・・・68校
- 前年度より減少・・・121校

【高等学校】4月調査

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査対象者数 (人)	8,215 (人)	8,324 (人)	8,347 (人)
80超～ (人)	1,412 (人)	1,248 (人)	1,165 (人)
%	17.2 (%)	15.0 (%)	14.0 (%)

【特別支援学校】4月調査

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査対象者数 (人)	2,719 (人)	2,756 (人)	2,762 (人)
80超～ (人)	47 (人)	29 (人)	28 (人)
%	1.7 (%)	1.1 (%)	1.0 (%)

資料③

写

21教総第885-1号
平成22年3月5日

各教育事務所長
総合教育センター所長 殿

愛知県教育委員会教育長

学校現場の負担軽減のための取組について（通知）

このことについて、別添のとおり県立学校長あて通知しましたので、よろしくお
願いいたします。

なお、各教育事務所にあつては管内市町村教育委員会に周知してください。

担当 総務課教育企画室
電話 052-954-6827
FAX 052-961-3925

写

21教総第885号
平成22年3月5日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会教育長

学校現場の負担軽減のための取組について（通知）

このことについて、別添のとおり学校現場の負担軽減のための取組についてとりまとめましたので、お知らせします。

担当 総務課教育企画室
電話 052-954-6827
FAX 052-961-3925

学校現場の負担軽減のための取組について

教育委員会では、これまでも学校運営の改善に向けて検討し、会議、調査・報告、研修等の見直しを実施してきました。平成19年11月に国において子どもと向き合う時間を確保するため、学校現場の負担軽減プロジェクトチームを設置して検討が進められたことから、本県においても県立学校における学校現場の負担軽減のための取組について検討を行い、このたび下記のとおりとりまとめました。

については、本庁各課及び県立学校においては、この趣旨を踏まえ学校現場の負担が少しでも軽減されるようそれぞれの実情に合わせて取組を進めてください。

記

1 教育委員会の取組について

(1) 会議、調査・報告、研修及び研究指定校の精選

ア 会議の開催にあたっては、必要最小限の開催に止めるとともに、開催場所や開催回数、複数の会議を統合することなどに配慮する。

イ 調査・報告の実施にあたっては、調査方法（悉皆または抽出）や実施時期（毎年あるいは隔年など）、複数の調査・報告を統合することなどに配慮する。

ウ 研修の実施にあたっては、研修目的や対象者に応じた適切な研修内容・研修期間、参加しやすい研修会場・日程とすることなどに配慮する。

また、研修内容によっては、学校現場においていつでも受講が可能な、eラーニングの導入に努める。

エ 研究（モデル）校の指定については、研究が本県教育の推進に有効であり、研究成果が期待できる必要最小限の指定校数とするとともに、指定校に偏りがいないか配慮する。

(2) アイシステムの改善

アイシステムについては、今後も必要に応じ総務事務管理課にシステムの改善が図られるよう働きかける。

(3) パソコンの整備に伴う校務の効率化

教員用パソコンの拡充整備に伴い、学校現場での効率的な校務の処理方策について、モデル校での検証を行い、その成果を各県立学校に周知する。

(4) 生徒指導日誌等の様式の見直し

学校で使用する日誌等について、重複する項目を整理するなどの見直しを行う。

(5) 学校現場の負担軽減にかかる県教育委員会の既通知文書等

- ・平成 21 年度からの 10 年経験者研修について
(平成 20 年 12 月 24 日付け 20 教高第 1044 号及び 20 教特第 260 号通知)
- ・愛知県教育委員会特定事業主行動計画
(愛知県教育委員会平成 17 年 3 月 (平成 21 年 3 月見直し))
- ・人事委員会規則等の一部改正について (通勤経路の略図の記入の省略)
(平成 21 年 3 月 17 日付け 20 教職第 1118 号)
- ・教育委員会における旅費の運用の一部変更について
(平成 21 年 3 月 19 日付け 20 教職号外 教職員課長通知)
- ・「会議、行事等を行わない期間」の設定について
(平成 22 年 1 月 15 日付け 教職員課長依頼)
- ・平成 22 年度からの県立学校初任者研修について
(平成 22 年 1 月 15 日付け 21 教高第 1068 号及び 21 教特第 436 号通知)
- ・平成 22 年度愛知県公立高等学校入学者選抜 (全日制課程) における志願者数等の報告について
(平成 22 年 1 月 15 日付け 21 教高第 1132 号通知)

2 学校の取組について

(1) 勤務時間の把握と健康管理

教職員の勤務時間を適正に管理し、健康な心身の状態の中で学校教育活動に取り組めるよう、また、仕事と子育て等の家庭生活の両立が図れるよう、学校経営に努める。

[参照通知]

- ・教職員のメンタルヘルスの保持等について
(平成 21 年 3 月 23 日付け 20 教総第 722 号、20 教職第 1070 号、20 教福第 68 号、20 教健第 862 号通知)
- ・教職員の長時間労働による健康障害防止について
(平成 21 年 3 月 31 日付け 20 教福号外)
- ・勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止について
(平成 22 年 3 月 5 日付け 21 教職第 1084 号、21 教福第 114 号通知)

(2) 定時退校日の設定

定時退校日を月に1回程度設け、教職員の定時退校を促し、時間外勤務の縮減に向けて注意を喚起する。

〔参照通知〕

- ・ 時間外勤務の縮減に係る定時退校日の設定について
(平成20年3月25日付け19教職第1568号通知)

(3) 部活動

休養日や練習時間を適切に設定するなど、健康・安全に留意した適切な活動が行われるよう配慮する。

〔参照通知〕

- ・ 学校における運動部活動について
(平成21年10月1日付け21教体第243号、21教健第544号通知)

(4) パソコンの整備に伴う校務の効率化

県教育委員会が実施するモデル校での成果を踏まえ、教員用パソコンを積極的に活用するなど校務の効率化を図る。

学校現場の負担軽減に関する実態調査結果(県教育委員会)

() は前年度からの増減

①県教委主催会議の開催状況

年度	会議の数(件)	開催回数(回)	開催延べ日数(日)	人数(人)
21	202	466	377.0	13,854
22	206 (4)	471 (5)	363.0 (▲ 14.0)	14,281 (427)
23	194 (▲ 12)	467 (▲ 4)	365.5 (2.5)	14,088 (▲ 193)
24	202 (8)	496 (29)	394.0 (28.5)	14,044 (▲ 44)
25	195 (▲ 7)	489 (▲ 7)	390.0 (▲ 4.0)	14,785 (741)
26	188 (▲ 7)	458 (▲ 31)	371.0 (▲ 19.0)	14,120 (▲ 665)
27	194 (6)	474 (16)	379.0 (8.0)	14,350 (230)

②県教委主催教職員研修の実施状況

年度	研修の数(件)	人数(人)	期間(日)
21	172	34,344	2,667.5
22	181 (9)	33,049 (▲ 1,295)	2,572.5 (▲ 95.0)
23	179 (▲ 2)	30,342 (▲ 2,707)	2,548.5 (▲ 24.0)
24	177 (▲ 2)	31,046 (704)	2,380.0 (▲ 168.5)
25	173 (▲ 4)	27,452 (▲ 3,594)	2,376.0 (▲ 4.0)
26	175 (2)	26,276 (▲ 1,176)	2,381.0 (5.0)
27	182 (7)	26,587 (311)	2,377.0 (▲ 4.0)

③研究指定校の指定状況

年度	幼小中学校	県立学校	地域	合計
21	80	51	12	143
22	72 (▲ 8)	32 (▲ 19)	19 (7)	123 (▲ 20)
23	117 (45)	33 (1)	13 (▲ 6)	163 (40)
24	116 (▲ 1)	34 (1)	12 (▲ 1)	162 (▲ 1)
25	114 (▲ 2)	36 (2)	12 (0)	162 (0)
26	75 (▲ 39)	54 (18)	12 (0)	141 (▲ 21)
27	78 (3)	50 (▲ 4)	10 (▲ 2)	138 (▲ 3)

④学校に対する各種調査の実施状況

年度	幼稚園(件)	小学校(件)	中学校(件)	高等学校(件)	中等教育学校(件)	特別支援学校(件)
21	23	161	160	223	1	221
22	26 (3)	153 (▲ 8)	156 (▲ 4)	230 (7)	5 (4)	213 (▲ 8)
23	19 (▲ 7)	144 (▲ 9)	148 (▲ 8)	215 (▲ 15)	4 (▲ 1)	198 (▲ 15)
24	19 (0)	132 (▲ 12)	138 (▲ 10)	216 (1)	4 (0)	193 (▲ 5)
25	17 (▲ 2)	140 (8)	146 (8)	202 (▲ 14)	5 (1)	183 (▲ 10)
26	17 (0)	143 (3)	150 (4)	200 (▲ 2)	4 (▲ 1)	181 (▲ 2)
27	16 (▲ 1)	131 (▲ 12)	137 (▲ 13)	189 (▲ 11)	4 (0)	173 (▲ 8)

各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会教育長

時間外勤務の縮減に係る定時退校日の設定について（通知）

学校教育は、教員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが肝要であります。

しかしながら、近年、病気休職者数が増加の傾向にあり、教職員の健康管理及びメンタルヘルスの保持等に一層努めていく必要があります。

そのような状況の中で、時間外勤務は、教員の健康管理上の問題に加え、疲労の蓄積、校務処理効率上の問題も生ずることから、その縮減に取り組む必要があります。

時間外勤務の縮減に当たっては、各学校において教職員が勤務時間終了後速やかに退校できるような職場環境を醸成することが必要であります。ついては、下記のとおり定時退校日を設けることとし、教職員の定時退校を促してください。

おって、学校教育に対する県民の信頼を確保するとともに、学校教育の充実を図るため、下記事項に十分留意の上、適切な人事管理に努めてください。

記

1 定時退校日の設定

定時退校日を月に一回程度、長期休業期間中や定期考査期間中などの学校運営に支障のない日に設け、教職員の定時退校を促し、時間外勤務の縮減に向けて注意を喚起すること。

2 教職員の健康管理及びメンタルヘルスの保持

- (1) 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えること。

- (2) 日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換をすることができる職場環境を形成すること。特に管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、親身になって教員の相談を受けるとともに、職場環境の一層の改善に努めること。
- (3) 心身の不健康状態に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めること。例えば、管理職は精神性疾患が疑われる教職員に気付いた場合、必要に応じて教育委員会と連携しながら、早めに医療機関への受診を促すなど適切に対応すること。

担 当 教職員課県立学校人事グループ
電 話 052-954-6769 (ダイヤル)

25 教職第 534-1 号

平成 25 年 9 月 6 日

豊橋市立豊橋高等学校長
瀬戸市立瀬戸養護学校長 殿
豊田市立豊田養護学校長
各 県 立 学 校 長

愛知県教育委員会教育長

年次休暇取得促進等について（通知）

労働時間の短縮は、職業生活と家庭生活の両立を図るとともに、教職員の活力の醸成や公務能率の向上、教職員の心身の健康の増進等の観点から重要な課題の一つです。

各学校においては、年次休暇の計画的使用の促進とともに、定時退校日を設けるなど、勤務終了後速やかに退校できる職場環境を醸成していただいているところであります。

こうした中、愛知県では、労働団体、経済団体、行政、有識者とともに「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」を設置し、「有給休暇取得プラス1運動」、「愛知県内一斉ノー残業デー運動」、「育児・介護支援」、「メンタルヘルス対策」の取組を「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」と名付けて実施します。

つきましては、この「有給休暇取得プラス1運動（9月から11月を前年同期間より1日多く有給休暇を取得する期間とし、企業等に休暇取得促進を働きかけ、働く人の有給休暇取得を促す運動）」の趣旨を踏まえ、9月から11月に前年同期間より1日多い年次休暇の取得に努めるよう所属教職員に周知してください。

また、「愛知県内一斉ノー残業デー運動（11月20日（水）を「愛知県内一斉ノー残業デー」とし、企業等にノー残業デーを広め、働く人の定時退社を促す運動）」については、各学校の実情に応じ、協力依頼に合わせて11月20日（水）を定時退校日とするなど、時間外勤務の縮減に向けた配慮をお願いいたします。

担 当 教職員課 県立学校人事グループ
電 話 052-954-6769（ダイヤルイン）

(写)

21 教体第 243 号

21 教健第 544 号

平成 21 年 10 月 1 日

豊橋市立豊橋高等学校長
豊田市立豊田養護学校長
各教育事務所長・支所長
各 県 立 学 校 長
殿

愛知県教育委員会教育長

学校における運動部活動について（通知）

運動部活動は、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであり、「学校における体育的部活動の指導について」（昭和 59 年 9 月 25 日付け教保第 544 号）、「中学校及び高等学校における運動部活動について」（平成 10 年 3 月 17 日付け教保第 33 号）などにより、これまでも適切な運営をお願いしてきたところです。

この度、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領が改訂され、部活動の学校教育の一環としての位置付けが明記されたことから、下記の内容に一層留意され、引き続き適切な運動部活動の運営がなされるようお願いします。

なお、教育事務所においては、管内の学校への周知について御配慮ください。

記

- 1 運動部活動は、教育課程において学習したことなどを踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、生徒が運動部活動を通して改めて学習した内容の大切さを認識するよう促すなど、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
- 2 地域や学校の実態に応じ、外部指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブなど社会教育関係団体等との連携など、運営上の工夫に努めること。
- 3 生徒が運動部活動に積極的に参加できるよう配慮し、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行うこと。
- 4 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。また、生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の健康管理のためにも、休養日や練習時間を適切に設定するなど、健康・安全に留意した適切な活動が行われるよう配慮すること。
- 5 熱中症や落雷事故などの危険を回避し、安全を確保するため、関係通知等の内容の周知を図るとともに、学校全体の救急及び緊急連絡体制を定期的に確認すること。

担当 体育スポーツ課体育・スポーツG

電話 052-954-6797（ダイヤルイン）

担当 健康学習課振興・安全G

電話 052-954-6793（ダイヤルイン）

公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の
基準を定める政令（平成十五年十二月三日政令第四百八十四号）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 教育職員（法第六条第一項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。）については、正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。）を命じないものとする。
- 二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。
 - イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
 - ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

附 則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。